

8 交付金事務手続きの流れ <積立協議>

交付金の積立て ※該当する場合

計画的に事業を行うために必要な場合は、交付金の一部を積み立てることができます。
※事前に市と協議が必要です。

なお、課題解決特別事業（複数年事業）で採択を受けて申請した交付金については、積立てを行い各年度に取り崩して運用してください。

積立協議 ※随時受付

【まちづくり委員会】積立計画協議書の提出

事業計画をもとに、以下の書類を地域活動支援課または防災自治課へ提出してください。

<提出書類>

1	まちづくり総合交付金積立計画協議書（様式第8号）	25ページ
2	積立金利用計画書（任意様式）	26ページ

注意！

積立てによる事業は、令和7年度末までに計画的に実施してください。

なお、市から承認を受けた積立金利用計画を途中で変更しようとする場合は、事前に市と協議を行ってください。

積立承認の通知

【市】積立承認通知書の送付

市は、提出された積立計画協議書の内容を審査し、積立承認通知書により通知します。

年度末（実績報告時）

積立状況の報告

【まちづくり委員会】積立金管理状況報告書の提出

積立金を保有している場合は、各年度の交付金実績報告時に、以下の書類を地域活動支援課または各支所防災自治課へ提出してください。

※積立てを行っていない年度であっても、前年度からの積立金を保有している場合は、提出してください。

<提出書類>

1	積立金管理状況報告書（任意様式）	33ページ
---	------------------	-------